

令和4年度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和5年10月

沖縄県監査委員

令和4年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和5年8月24日付け総行第233号をもって審査に付された同条第4項に規定する報告書の審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和5年10月23日

沖縄県監査委員 安慶名 均
沖縄県監査委員 新垣 真秀
沖縄県監査委員 上原 章
沖縄県監査委員 山内 末子

1 審査の対象

「令和4年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

5 審査意見

(1) 運用上の重大な不備

評価報告書の評価結果において、知事は、評価対象期間に3件の運用上の重大な不備を把握したとしている。

このうち、国庫請求手続の錯誤については、沖縄県及び県民への社会的・経済的不利益に繋がるとともに、公務に対する県民の信頼を著しく損なうものとして重大な不備に該当

すると判断された。

また、議会の議決を必要とする物品購入及び債権放棄について議会の議決を経ずに行っていた事案は、法令等に違反し、公務に対する県民の信頼を著しく損なうものとして重大な不備に該当すると判断された。

今後は、重大な不備とされた事案の発生要因を検証するとともに、具体的な再発防止策を全庁で共有し、同様の事案を繰り返し発生させることがないよう取り組んでいただきたい。

なお、令和3年度に運用上の重大な不備とされた個人情報漏洩が発生した部局において、令和4年度も同種の事案が複数発生し、その中には情報漏洩の拡大を防止する措置が迅速に講じられていない事案が認められるなど、内部統制の効果が充分ではないと言わざるを得ない事態があった。

(2) 内部統制制度の効果的な運用

内部統制制度の効果的な運用を図るため、適切なリスクの識別及び評価に取り組まれているが、一部の課等において、共通して起こりうるリスクについて識別していないものや過去の監査の指摘をリスクとして識別していないもの、リスク対応策を整備して自己評価では不備なしとした事項について定期監査で指摘等を受けたものがあった。

内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスクの識別及び自己評価が適切に行われることが重要であり、引き続き、発現率や影響度の高いリスクについて、適切な識別に努め、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して業務を遂行し、管理監督者は進捗管理の徹底を図っていただきたい。さらに、自己評価の精度向上に努め、発現した不備は漏らさず捕捉し是正措置を迅速に講じるなど、なお一層内部統制制度の機能強化及び効果的な運用に取り組んでいただきたい。

なお、今般令和4年度決算において、宜野湾港整備事業特別会計及び中城湾港（新港地区）整備事業特別会計で歳入が歳出に不足する事態（いわゆる赤字状態）となったが出納整理期間中は事態を覚知せず、出納整理期間経過後の令和5年10月に知事の専決処分により令和5年度予算を補正し繰上充用を行った。本事案は、担当者の事務処理及び管理監督者のチェックにおいてミスが重なったことにより生じたものであり、今後再発防止の徹底を図るとともに、令和5年度の内部統制評価報告書において適切に評価していただきたい。